



▲設立総会のようす

2020年(平成32年)に鹿児島県で開催される、第75回国民体育大会に向けて、「燃ゆる感動かごしま国体枕崎市実行委員会設立総会・第1回総会」が4月18日、市民会館で行われました。

「燃ゆる感動かごしま国体」では、正式競技37競技、特別競技1競技、公開競技5競技、デモンストレーションスポーツ36競技が実施され、本市では正式競技の「なぎなた競技」が市立総合体育館で行われます。設立総会では、会長に前田祝成市長が選任され、設立趣

2020年かごしま国体の開催に向けて

かごしま国体

2020年の大会には、全国からたくさんの選手と役員の方々が本市を訪れます。大会の成功には行政、関係団体、市民が一体となつて準備に取り組む必要があります。

今後、大会に向けてさまざまな取り組みが行われますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国体についての情報は、本紙で先月号より連載されている「燃ゆる感動かごしま国体」のコーナーでお知らせします。

■問合せ 保健体育課国体推進係 TEL720170

市民一丸となった取り組みを

■受給資格者
中学校卒業まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■支給額
・3歳未満Ⅱ一律150000円
・3歳以上小学生修了前Ⅱ100000円(第3子以降は150000円)
・中学生Ⅱ一律100000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律50000円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■6月分以降の児童手当を受け取るには現況届が必要
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を

児童手当を受け取るには現況届が必要です

児童手当

満たしているか確認するためです。この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■現況届に必要な添付書類
・請求者が被用者(会社員など)の場合Ⅱ健康保険被保険者の写し
・子どもの住所が市外にある方Ⅱ申立書及び子どもが属

申請は早めに済ませましょう

※このほかにも必要に応じて提出していただく書類があります。

※申請書類等は、郵送で6月上旬にお届けします。

する世帯全員の住民票

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行うようにしてください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■問合せ 福祉課社会係 TEL721111(内線136)

8月4日(土)・5日(日)
さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつり
問合せ きばらん海事事務局 TEL72-1072

ポロシャツ&Tシャツを販売

「きばらん海事事務局」で販売しています。

品名	色	サイズ	価格
ポロシャツ	ロイヤルブルー	SS・S・M・L・LL・3L・4L・5L	3,000円
Tシャツ	フォレスト ミディアムブルー メトロブルー	S・M・L・LL・3L・4L 120cm ~160cm	2,000円 1,800円

ボランティアスタッフ募集

まつり当日、準備やイベントに係るさまざまな業務を行うボランティアを募集します。詳しくは、「きばらん海事事務局」へお問い合わせください。

国民健康保険からのお知らせ

～市民の誰もが安心して必要な医療を受けていただくために

■問合せ 健康課保険医療係 TEL72-1111(内線147・148)

① 国民健康保険の制度改革と予算について

●平成30年4月から国民健康保険制度が改正されました

これまで、国民健康保険は各市町村で運営を行っていましたが、平成30年4月からは県も運営に加わり、市町村とともに運営を行っていきます。

県は、市町村の医療費と同額を交付金として市町村に支払い、市は医療費や所得に応じた納付金を県へ支払います。

鹿児島県の役割

財政運営の責任主体

- 市町村の国保財政安定化のため、市町村へ医療費相当額の交付金を支払います。
- 市町村ごとの納付金額と、市町村の国民健康保険税率設定の参考となる標準保険料率を算定します。

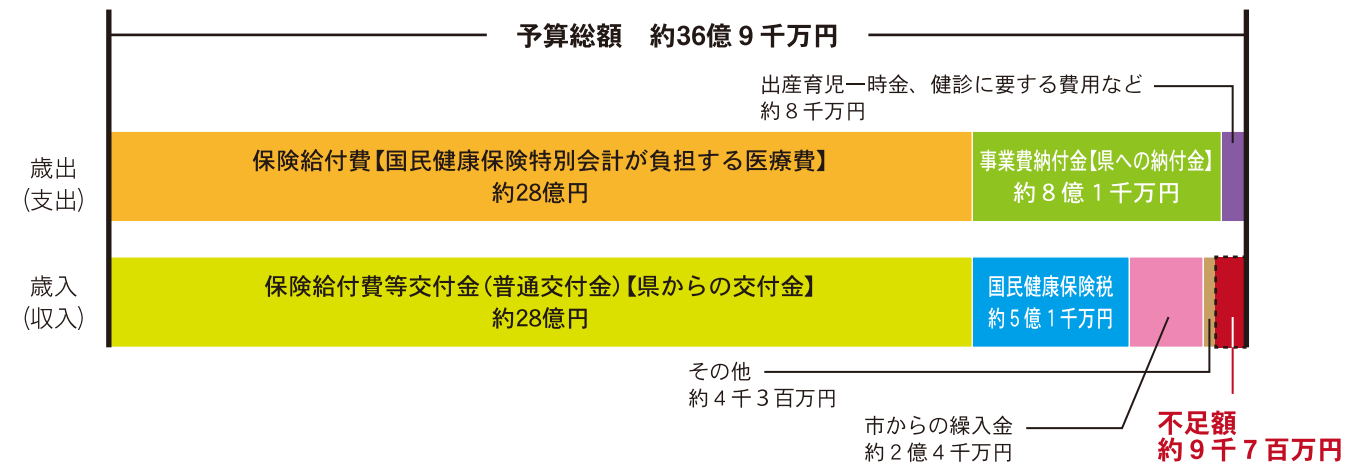
枕崎市の役割

加入者の皆さんの窓口

- 国保への加入や離脱、保険税の賦課・徴収、各種保険給付の申請受付などは、引き続き枕崎市が行います。
- 医療費や所得に応じた納付金を県へ納めます。



●平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について



平成30年度の国民健康保険特別会計の当初予算総額は、約36億9千万円で、そのうち約8割が保険給付費(国民健康保険特別会計が負担する医療費)ですが、その全額は県から交付されます。

それ以外に国民健康保険特別会計からは、県への納付金や出産育児一時金、健診などに要する費用を支払わなければなりません。その財源として、加入者が納める国民健康保険税や市からの繰入金などがありますが、それらを合わせても予算上では約9千7百万円の不足が生じています。

この不足額を解消する方法として、市からの繰入金の増額や税率の改定などが考えられますが、加入者の皆さんの負担が急激に増加することのないように配慮しながら、今後慎重に協議を進めていきます。

※不足額は、予算上の金額であり、最終的な過不足額とは異なります。